平成２３年（フ）第２７８号
富山市根塚町１丁目７番地２　サーパス根塚町703号、住民票上の住所富山市呉羽町7233番地13
債務者　岩倉　仁子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
兵庫県たつの市龍野町日山138番地
債務者　中濱　公晴
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第８７号
兵庫県南あわじ市福良乙13番地１
債務者　花崎八智代
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９７号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＦ棟201号、旧住所長崎県大村市本町425番地５　小川ビル３Ｆ－３Ｃ
債務者　川口　　知
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８号
長崎県諫早市小長井町井崎401番地14
債務者　池田けい子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長崎県大村市徳泉川内町609番地、旧住所長崎県大村市協和町1726番地２
債務者　林田　和子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２５８１号
愛知県小牧市小木２丁目164番地
債務者　田端冨士孝
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市津久井５丁目20番45号
債務者　篠崎　早苗
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目61番地６　ハイツ敏５号
債務者　大塚　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３２号
青森市大字三内字沢部208番地６　メゾンサナオレンジ館106号
債務者　外崎　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
青森市大字石江字高間16番地７
債務者　蠣崎　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
青森市はまなす１丁目12番８号
債務者　工藤　　晃
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
山口県周南市大字小松原2266番地の１
債務者　**荒**石　　修
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９号
山口県光市大字三輪1268番地１
債務者　西村健太郎
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８１５号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1026番地４
債務者　長尾　登一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８１６号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1026番地４
債務者　長尾　和典
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３１号
熊本市上高橋２丁目16番23号、前住所熊本市松尾町上松尾1483番地２
債務者　上村小百合
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７７号
東京都東村山市萩山町４丁目１番地18
債務者　塩谷　定美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部